

## 豊橋市物品購入及び委託業務指名業者選定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の購入、製造、修繕若しくは売払い、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）及び委託業務（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）（以下「物品購入等」という。）の指名業者選定に関し必要な事項を定める。

### (選定の順位)

第2条 指名にあたっては、特に市長は必要があると認める場合を除き、豊橋市物品等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者から、地域産業の振興、市内業者育成の観点から市内業者を優先するものとし、準市内業者、市外業者については競争性の確保等を勘案し必要に応じ選定することができる。

(1) 市内業者（豊橋市内に本店を有する者をいう。）

(2) 準市内業者（本店は豊橋市外で、豊橋市内に支店、営業所等を有し、契約権限等が委任されている者をいう。）

(3) 市外業者（前各号に掲げる者以外の者をいう。）

2 業者の選定にあたっては、物品購入等の内容及び目的に応じて名簿に登録された市内業者を優先するものとし、第5条に定める指名業者数の基準を満たさないときは、競争性の確保等を勘案し、準市内業者、市外業者から順次選定する。

3 入札参加資格申請にかかる公告で定める定時受付（以下「定時受付」という。）及び随時受付（以下「随時受付」という。）により新規に名簿登録された業者並びに取扱内容の追加等を行った業者においては、原則として名簿に登録された翌月から選定の対象とする。

4 物品の購入等の内容及び目的により特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

### (選定基準)

第3条 業者の選定は、名簿に登録されている業者の中から、次の各号に掲げる事項に留意して、指名回数の平準化のもとで適正に選定しなければならない。

(1) 不誠実な行為及び信用状況

(2) 業務の内容、規模

(3) 業務施行能力

(4) 官公庁の許可等を必要とする場合における許可等の状況

(5) 業務経歴及び本市並びに他の自治体における業務の受注実績

### (指名の制限)

第4条 次の各号に掲げる者は指名の対象としない。

(1) 契約の履行について、その性質上特殊な技術又は生産設備を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は生産設備を有しない者

- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者
- (3) 事業協同組合その他の組合を指名する場合において、当該組合の構成員である者
- (4) 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領による指名停止期間中の者
- (5) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月30日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者
- (6) 物品購入等の同一の入札等において、資本又は人事面等において関連する会社

(指名業者数の基準)

第5条 指名業者数の基準は、予定価格に応じ次のとおりとし、物品の購入等の内容及び目的により、増減することができる。

物品購入等	
予定価格	基準
5万円超 ～ 10万円未満	2者以上
10万円以上 ～ 80万円未満	3者以上
80万円以上 ～ 500万円未満	5者以上
500万円以上 ～	7者以上

委託業務	
予定価格	基準
50万円以下	3者以上
50万円超 ～ 500万円以下	5者以上
500万円超 ～ 1,000万円以下	6者以上
1,000万円超 2,000万円以下	7者以上
2,000万円超 ～	8者以上

(随意契約の業者選定)

第6条 随意契約による場合は、その理由と業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年5月17日から施行する。
- 2 豊橋市物品購入業者選定基準(平成13年9月7日施行)は、廃止する。
- 3 豊橋市委託業務指名業者選定要領(平成11年4月1日施行)は、廃止する。